

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の総人口は9,471人（令和2年国勢調査）であり、平成27年の10,475人から1,004人減少し、減少率は9.6%となっている。人口構造は、生産年齢人口が昭和55年以降一貫して減少傾向であり、平成27年の5,991人から、令和2年には5,074人となり917人減少しており、全国や福島県と比較しても低い状況である。また、年少人口も令和2年には1,000人を切った状況であり、今後、ますます生産年齢人口が減少していくことが想定される。

産業構造については、第一次産業と第二次産業の就業者比率は全国平均や福島県平均を上回っており、第三次産業の就業者比率は全国平均や福島県平均を下回っている。産業別就業者比率は、第一次産業が11.7%、第二次産業が38.8%、第三次産業が49.4%となっている。

このような状況下において、町内の中小企業を取り巻く経営環境は、人口減少による少子高齢化などの社会構造の変化による消費や受注の低迷、労働コストの上昇、原材料費の高騰、さらには後継者問題など厳しい状況に置かれている。

今後、さらに加速することが想定される少子高齢化や人口減少による労働力不足などの課題のほか、働き方改革等による労働環境の変化に対応するため、生産性の高い設備を導入し、中小企業の労働生産性の向上を図ることが課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中核的産業を担う立地企業の体力強化の支援及び地域経済の活性化並びに安定雇用の確保を目指す。

これを実現するため、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

町内全域で多様な業種が小野町の経済、雇用を支えているため、全産業において、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

町内全域において事業者の生産性向上を実現していく観点から、本計画の対象区域は、小野町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本町産業は、先述のとおり、多様な業種が地域経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から町内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、町内産業への経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月6日から令和7年7月5日の2年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。
- ・先端設備等導入計画を認定された中小企業者は、町が必要とした際には計画の進捗状況についての調査を実施する場合がある。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。